

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-70(政策15-施策②))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	90	75	81	50
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	90	75	81	-
執行額(百万円)	66	61	55	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		70%	83%	85%	88%	86%	87%	前年度以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	80%	前年度以上	-	達成	
	「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		-	77%	76%	69%	72%	86%	80%	
	年度ごとの目標	-	-	80%	80%	80%	-	達成	
	「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	-	63% (基礎研修) 100% (苦情処理)	100%	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	100%	-	未達成	
	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		89% 5団体	89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	73% 6団体	79% 6団体	85%以上 3団体	
年度ごとの目標	-	80% 1団体	80% 1団体	80% 1団体	85%以上 3団体	-	未達成		
女性委員のいない都道府県防災会議の数	基準値	実績値					目標値	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	13	-	-	7	0	0	0		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	達成		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」、「男女共同参画に関する基礎研修」以外の項目については目標を達成している。また、「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」についても、新規共催団体数は目標を上回っている。アンケートの肯定的な評価の割合は目標未達成なものの、昨年度から向上が見られ、一定の進展があったと考えられる。「男女共同参画に関する基礎研修」に関しては、平成26年度より設定した測定指標であるため、今回の結果を踏まえて次期目標達成に向かって努めていく。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」において、平成26年度より測定指標を従来の「肯定的な評価の割合」から、「出席者の割合」に変更し、より出席者数が増加するように従来声かけをしていなかった、政令市以外の市町村にも参加を呼び掛けたり、プログラムとして地域における取組事例をテーマとして取り上げるなど工夫した。その結果、48人から65人に出席者数が増え、地方公共団体の連携という部分や意識啓発という部分においてより効果的になった。</p> <p>(課題等) 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議において、大臣の講演を聞きたいというアンケートの声を反映し、大臣に講演を依頼したり、パネルディスカッションのテーマに話題性のある「イクメン」を取り入れるなどの改善を行い、より目標に近づく事業実施運営に努め、また、研修においても同様にプログラムの見直し等を行い効果的な実施に努めた。 基礎研修においては、平成26年度より測定指標を変更し、出席者の割合を指標としたが、研修の対象者が地方自治体の職員であることもあり、地方議会や人事異動の日程による影響を受けて、目標達成にいたらなかった。 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業については、引き続き複数団体による共催を応募要件に設定し、新規共催団体の参画を促進した。アンケートの肯定的評価は昨年度から向上したものの、事業ごとにアンケート回収率に差があり、評価がぶれる傾向にある。なお、プログラムにグループディスカッションやワークショップ等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は、肯定的評価が向上する傾向にある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 地域における男女共同参画促進のための地方公共団体・民間団体等の取組支援及び連携推進研修等においては、平成26年度より測定指標を変更し、出席者の割合を指標としたが、地方議会や人事異動の日程による影響を受けて出席者数が下がってしまうことがわかったため、開催時期を人事異動発表後に設定するであったり、地方議会の開催日と被らないように設定するといった工夫を行い、引き続き目標の達成を目指す。 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業については、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民の参加しやすさ及び事業実施結果検証手段としてのアンケート回収を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。また、グループディスカッション等、主催者と参加者の双方向のやりとりをより多く取り入れることで、肯定的評価の向上を図る。</p> <p>【測定指標】 測定指標については同様の指標、目標値とし、引き続き目標の達成を目指す。 今後も、これらの事業を通じて、地方公共団体・民間団体等における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう、不断の見直しを行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「フォーラム」については、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(平成26年6月27日、東京)における参加者アンケート(参加者800名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち335名より回答(回答率41.9%)) ・「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」(平成27年2月12日～13日、埼玉)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」(平成26年5月29日～30日、東京)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(平成26年10月18日～平成27年2月11日の間に行われた計8事業)における参加者アンケート(8事業の参加者のべ1,361名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち797名より回答(回答率58.6%)) ・「女性委員のいない都道府県防災会議の数」については、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)」から引用
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇恵	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-72(政策15-施策④))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権や女性に対する暴力の根絶を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	75	61	122	161
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	75	61	122	-
執行額(百万円)	55	52	89	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	未達成
		21か所	-	-	49か所	65か所	74か所	100か所	
		年度ごとの目標値	-	-	53か所	69か所	84か所	-	
	②「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		82%	-	-	82%	41%	93%	70%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%	-	
	③「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		62%	-	-	62%	90%	100%	92%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	92%	-	
	④「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		87%	-	-	87%	110%	87%	90%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-	
	⑤「性犯罪被害者支援体制促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		86%	-	-	86%	88.5%	98.8%	90%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-	
	⑥「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
24年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
90%		-	-	90%	86%	88%	88%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	88%	-		
⑦「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成	
	93.8%	-	-	93.8%	95.1%	88%	90%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-		

	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進するために、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成や暴力被害者に対する支援の取組は重要なものである。したがって、①～⑦のいずれの測定指標も主要なものとする。</p> <p>測定指標②、③、⑤、⑥については目標を達成することができた。</p> <p>測定指標①④⑦に関しては目標に対して未達成になったものの、達成率は概ね目標に近い数字であり、今後相当な期間を要せずに目標達成可能であると判断した。</p> <p>したがって、7つの指標のうち4つについて目標が達成できたこと、他3つの指標については今後相当な期間を要せずに目標達成可能であることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や既に設置した地方公共団体の先進的な事例及び好事例を収集し報告書を取りまとめ配布することは、市町村における支援センターの設置促進に効果的であると考えられる。平成21年度の設置数が21か所であったものが、5年間で53か所も増加しており、今年度の達成率も88%という概ね目標に近い実績である。</p> <p>若年層が将来において、女性に対する暴力の加害者、被害者となることを防止する観点からの予防啓発として、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ行政機関や教育機関の職員等に対する研修を実施することで、若年層への予防啓発の重要性に対する認識の向上となり、本研修参加後に予防啓発活動の実施につながっている例もあることから啓発活動の普及に寄与するものであり、予防啓発の促進に有効的である。</p> <p>性犯罪被害者が安心して相談することができる体制を整備するために、性犯罪被害者支援を担当する地方公共団体の行政職員に支援のために必要な体制整備に係る知識を学ぶ研修、実際に支援を行う支援員に支援に必要な技術を習得するための研修を実施した。昨年度は定員120人に対して参加者132人と大幅に上回ったことを受けて、今年度は実施回数を3回、定員を180人と多めに設定し参加者数は157人と大幅に増えている。行政職員、支援員それぞれに必要な内容の講義等を行うことで、また相談体制が整備されていない地方公共団体への整備の促進や、配偶者暴力被害者支援に比べ性犯罪被害者の支援に係る、専門的な知識が十分ではない支援員等の質の向上に寄与している。</p> <p>官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを今年度は3回実施し、193人が参加した。これは地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、被害者支援への質の向上、関係機関との連携強化につながっている。</p> <p>測定指標に関する施策のほかに「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行った。運動の初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをライトアップし、暴力根絶の呼びかけ等を行っているが、地方公共団体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、ライトアップを実施する自治体も増えた。このように、関係機関と協力し、広報啓発活動を行うことは、国民に女性に対する暴力根絶を訴える有効な機会であった。</p> <p>(課題等)</p> <p>支援センターの設置に関しては、地方公共団体において、それぞれの状況を踏まえつつ、設置されるものであるが、設置のための参考となる報告書の見直しなど設置促進のための取組について今後の取組を改めて検討することが必要である。</p> <p>性犯罪被害者に関する研修についての周知期間が少し短かったことが、参加者数に影響したと考えられ、測定指標の実績で目標達成できなかった。</p> <p>ワークショップの講義について、様々なテーマをとりあげ時宜を得たものとなるようにした反面、それぞれの講義の時間が短く、物足りなさを感じた参加者もいたため、測定指標の実績で目標達成できなかったと考える。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>女性に対する暴力根絶の広報啓発活動において、国民により認識してもらえ活動を実施し、研修事業の内容の充実、支援体制の強化や支援センターの設置促進を図ることにより、引き続き、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発、被害者支援の取組の充実等、女性に対する暴力の根絶を推進する。</p> <p>目標達成できなかった測定指標の①について、地方公共団体の職員が集まる機会等を通じて、支援センターの設置を直接呼びかけたり、センター設置を検討している市町村には、アドバイザーを派遣するなど、設置促進のための取組を行い、目標の達成を目指す。また、測定指標①については、第22回内閣府政策評価有識者懇談会(平成27年3月30日)で相談内容や暴力から脱出できた人を指標にすべきとの指摘もあったが、相談内容は多岐にわたるものであり、被害者にとってどのような支援が成功と言えるかどうかは場合によって違うものであり、指標として設定することが困難であるとする。相談窓口がなければ、被害者を支援することができないため、国民にとって身近な市町村の相談窓口の設置を促し、相談窓口の測定指標とし、また相談窓口の機能の向上や被害者にとって相談対応が充実したものとなるように、相談員等の研修等の事業を行い、その結果を他の測定指標として設定しているものである。</p> <p>測定指標④について、今年度は余裕をもった募集期間とし、多くの関係者に知れ渡り参加してもらえようとし、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標⑦について、研修のアンケート結果を分析し、来年度に同様の指摘とならないようにテーマ数を調整し、講義の時間を工夫するなど、研修の内容充実を図り、目標の達成を目指す。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標については目標値を引き上げ、引き続き達成を目指していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	配偶者暴力相談支援センター一覧: http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/01.html 各研修におけるアンケート
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-73(政策15-施策⑤))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進				
施策名	女性の参画の拡大に向けた取組				
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供に係る施策を行う。				
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)という目標の達成を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)	15	34	48	42
	当初予算(a)	15	34	48	42
	補正予算(b)	-	-	125	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	15	34	173		
執行額(百万円)	10	34	139		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 「女性を積極的に登用します。二〇二〇年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指します。そのための情報公開を進めてまいります。まず隗より始めよ。国家公務員の採用は、再来年度から、全体で三割以上を女性にいたします。」				

測定指標	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度末	達成
		1.5	2.5	2.6	2.7	3.0	3.3	30%程度	
		年度ごとの目標値	5%程度	-	-	-	前年度増		
		基準値	実績値					目標値	
	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ②国の審議会等委員に占める女性の割合	15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	達成
		26.8	33.8	33.2	32.9	34.2	35.4	40%以上 60%以下	
		年度ごとの目標値	30.0	-	-	-	前年度増		
		基準値	実績値					目標値	
		社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
	4.1		6.2	7.2	6.9	7.5	8.3	30%程度	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度増		
基準値	実績値					目標値	達成		
「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	未達成
	17.6% (9月末時点)	-	-	-	17.6% (9月末時点)	20.1% (9月末時点)	50%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	40.0			
	基準値	実績値					目標値	達成	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の代表的な指標である①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合、②国の審議会等委員に占める女性の割合、③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合のいずれも前年度と比べ数値が改善。とりわけ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は、前年の伸びを上回る0.8ポイントの改善となった。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合は、目標には届かなかったものの、平成25年度:17.6%から平成26年度:20.1%に改善している。</p> <p>4つの測定指標のうち、すべての指標で前年度と比べ改善がみられ、かつ、3つの指標が目標を達成したため、相当程度進展ありと判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>測定指標に掲げられている指標に代表される「指導的地位」に占める女性の参画拡大を実現するため、26年度においては下記の施策を実施した。</p> <p>① 女性の活躍促進に向けた「見える化」推進事業</p> <p>民間企業における女性の登用を促進するためには、まずは女性の活躍状況の可視化を促進することが重要であるとの認識から、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示促進を行った。その結果、17.6%(25年度)から20.1%(26年度)に改善した。</p> <p>② 女性活躍促進に向けた取組に必要な経費</p> <p>企業等における女性の登用や創業等に向けた地域ぐるみの取組に対し、地域女性活躍加速化交付金を交付した。幅広い連携体制の構築を促すことにつながり、関係機関が連携して事業を実施することで、効率的かつ有効な取組となったと考えられる。</p> <p>また、女性の活躍に向けた先進的な取組を試行的に実践し、他地域への横展開を図る地域における女性活躍推進モデル事業を実施した。事業成果をホームページや局広報誌等に掲載し、説明会等で周知するなど、広く共有を図り、効果的な取組となったと考えられる。</p> <p>上記事業を実施しつつ、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施し、国・地方公共団体等のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況をとりまとめて公表を行ったところ、測定指標①から③いずれも前年と比べ数値の改善がみられ、測定指標②については過去最高の女性参画を達成したほか、測定指標③は前年の伸び(対前年比0.6ポイント)を上回る改善(対前年比0.8ポイント)を実現した。</p> <p>上記事業により、女性の活躍推進は資本市場や労働市場でポジティブに評価されうるといった期待感の高まり、地域における女性活躍促進に向けた取組の活性化など、社会全体での女性の活躍促進に向けた機運が高まったことが、目標の達成に向けた進展に寄与したものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>さらなる女性の参画拡大の加速化のためには、以下の課題が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における女性の活躍推進に向けては、単発の取組で終わらせるのではなく、本事業等を通じて構築された連携体制を活用し、引き続き、官民一体的に、継続的かつ広域的な取組としていく必要がある。 ・各地域における女性の活躍推進に対する社会的機運の醸成に結びついているものの、一方で、地域によっては固定的性別役割分担意識が強いなどの地域の特性から女性の活躍が進んでいないところもあるなど女性活躍推進の必要に関する理解に温度差がある場合もあり、引き続き、地域の幅広い層への浸透を図るべく取組を行っていく必要がある。 ・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領の改訂に関する東証への要請等を通じて、引き続き「女性の活躍状況」の開示促進に取り組んでいく必要がある。
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>女性活躍促進に向けた社会全体の機運の高まりの流れを、安定したものとさらに具体的な参画拡大に結び付けるべく、引き続き見える化の推進を図るべく、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示については、HP・パンフレット等を通じて開示促進に努めるとともに、開示状況の分析については、必要に応じて手法を見直す。地域女性活躍推進交付金等の事業を行いつつ、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施して各分野における女性の参画状況等についてとりまとめて公表する。さらに、民間企業等での女性役員の登用を支援するべく、当社内での人材確保が困難であるとする企業の声にこたえるべく内閣府HP内に開設した「はばたく女性人材バンク」の広報周知を図ることで民間企業における女性役員等への登用を促していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合 ②国の審議会等委員に占める女性の割合 ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 ④「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合(ただし、女性活躍推進法案が成立、施行された暁には、各企業において女性の活躍状況に関する情報開示が義務づけられることとなることから、法案成立後には測定指標を見直す予定である。)

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第41回男女共同参画会議(平成24年8月1日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。</p> <p>女性労働の問題について、歴史を振り返ると、最初は弱者としての女性保護ということからスタートし、その次は差別禁止や、育児との両立支援策が労働政策としてやられてきたと思う。今般は、まさに経済政策の非常に重要な要素として入れ込んでいただいたということで、新しいステージに進んできたという感じがある。</p> <p>「見える化」を通じて経営者、社会全体の意識を変えようということについて2つお願いしたい。</p> <p>1つ目は情報開示をする範囲について。現状だけではなく、企業の方針や、例えば管理職に占める女性比率などの具体的な目標自体の開示を求めていることが必要。</p> <p>2つ目は、開示を企業の自発性にゆだねるだけではなく、開示することをルールとしていただきたい。例えば、労働法制の中で義務化する、有価証券報告書の中の記載事項にすることをルールにするなどの手法が考えられる。企業も情報開示については反対する合理的な理由は考えにくいので、情報開示ということを是非ルール化していただきたい。(岩田議員)</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定) http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html</p> <p>○「女性の施策・方針決定参画状況調べ」(内閣府・平成27年1月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2014/index.html</p> <p>○「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(内閣府・平成27年1月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ratio/index.html</p> <p>○「女性国家公務委員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(人事院・内閣官房内閣人事局・平成26年12月) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/w5_h261219.pdf</p> <p>○地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年12月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html</p> <p>○「コーポレート・ガバナンスに関する報告書における「女性の活躍」の記載状況2014」 http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/joukyou_2014.pdf</p>
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 大隈由加里 調査課長 伊藤誠一 総務課長 池永肇恵	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	--------------------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-75(政策15-施策⑦))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、被災地において女性の悩み相談事業を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	77	92	70	67
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	77	92	70	-
執行額(百万円)	66	69	56	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	基準値	実績値				目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	100%	-	-	100%	100%	100%	100%	達成
	年度ごとの目標	-	-	100%	100%	100%	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 地元相談員で対応困難な相談案件があった場合には、スーパービジョンを実施し、相談対応の基盤強化を目的として、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を実施したことにより、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	(達成手段の有効性、効率性) 被災3県に臨時相談窓口(岩手県2か所、宮城県6か所、福島県2か所)を設置し、面接による相談、仮設住宅への訪問相談、被災者が様々な思いを語り合ったり、悩みや不安を打ち明けあったりするグループ相談の実施、法テラスとの協定によって弁護士等と連携した相談対応を行った。また、県外避難者の多い福島県では、電話相談も実施し、県外に避難した人からの相談を受け付けている。このように、被災地の実情に沿ったきめ細かい支援を行うことにより、被災地において女性が安心して利用できる体制に寄与していると考えられる。平成26年度の相談件数は、2,144件であり、うち、電話相談件数が1,556件、面接相談件数(仮設住宅等訪問相談、法テラス出張相談を含む)は588件、また、グループ活動実施件数は108件である。昨年度の課題として、各県内で相談事業が十分行き届いているのかを検討した結果、平成26年度は相談窓口を増やし、その結果面接相談件数も増えていたことから、これまで行き届いていなかった地域にも相談事業が行き届いたと考えられる。 相談対応は、専門性の高い全国からの派遣相談員と地元の地理的状況や被災状況を十分に把握している地元相談員が連携して行い、相談者のニーズに応じたケアをするほか、地元相談員で対応困難な相談案件があった場合にはスーパービジョンを実施した。また、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を行うなどの形でアドバイザー派遣を実施した。被災自治体の要望に応じて平成26年度は、福島県でスーパービジョンを22回、アドバイザー派遣を10回、宮城県でアドバイザー派遣を8回実施した。スーパービジョンやアドバイザー派遣などの人材育成を実施することにより、相談員の質の向上に寄与した。(課題等) 今後、被災3県の地元行政機関において相談対応できるように、地元行政機関の機能回復に資するための取組も行うことが課題となる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 被災者の心のケアは発災から4年が経過した現在でも重要なものであり、今後も引き続き被災地のニーズに的確に対応した相談体制を整備し、施策を推進する。 【測定指標】 測定指標について、地元相談員が的確な相談対応を行い、相談内容の充実を図っていることを示し、地域における相談対応の基盤強化を図るため、引き続き、現在の測定指標を維持し、目標の達成を目指す。さらに、今後、震災前からの既存の相談窓口等で相談対応が可能となるよう、地元相談機能の回復を目的とし、地元相談員の育成を行うため、研修を実施し、その研修への募集定員に対する参加者の割合を新たな測定指標として設定する。
学識経験を有する者の知見の活用	-	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 報告書 http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bo-reports.html
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------